

令和元年12月20日
相模原市発表資料

令和元年台風第19号に係る災害見舞金の支給について

この度、相模原市内に甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号で被災された方に対し、次のとおり災害見舞金を支給しますので、お知らせします。

なお、令和元年台風第19号については、災害救助法等の適用を受けたことから、相模原市小災害見舞金支給制度の対象外となるため、その被害状況に鑑み、新たに令和元年台風第19号で被災された方に対する見舞金支給制度を創設したものです。

1 対象者

令和元年台風第19号により、居住する住家に被害を受けた世帯の世帯主又は重傷者

2 見舞金の額

区分	金額	
	1人世帯	2人以上の世帯
住家の全壊	20,000円	50,000円
住家の半壊	10,000円	20,000円
重傷者	30,000円	

3 支給方法

対象となる世帯等の方に対し、市から直接ご案内します。

問合せ先
地域福祉課
042-769-9222
課長 遠藤 誠